

## 別添 1

### 特殊詐欺被害防止啓発放送等業務委託仕様書

#### 1 委託業務名

特殊詐欺被害防止啓発放送等業務委託

#### 2 目的

被害者の約7割が「自分はだまされない」と考えていながら被害に遭っている現状を踏まえ、被害対象者自身が当事者意識を持っていただくとともに、全ての世代に向けて「地域・家族の絆で詐欺から守る」という意識を醸成することを目的とする。

#### 3 委託期間

委託契約の日から令和9年3月31日（水）まで

#### 4 委託する業務の内容

##### (1) キャンペーン

インパクトのあるキャッチフレーズを提案し、島根県警察が実施する特殊詐欺被害防止キャンペーンを企画する。

##### (2) キャンペーン期間

令和8年12月1日（火）から令和9年1月31日（日）まで ※2ヶ月を想定

##### (3) キャンペーン内容（CM制作・放送、ショート動画、広報啓発チラシ及びポスターの制作は必須とする。）

###### ア CM制作・特集番組等放送業務

著名人を起用するなどインパクトのあるCMや特集番組等を制作し、可能な限り、全ての世代が視聴しやすい時間帯に放映する。

また、期間中の家族が集まる機会となりそうな祝日や土日、お金を引き出す機会となる「年金支給日（偶数月の15日）の前日」などを放送日に含めるように配慮する。

###### イ ホームページ、ショート動画、公式チャンネル等による啓発活動

特にニセ警察詐欺の手口やSNSを利用した投資名目の詐欺、警察庁推奨特殊詐欺対策アプリの普及促進などについて、ホームページ、X、YouTube等の公式チャンネル用の注意喚起広告等を作成、掲載し、注意喚起を図る。

###### ウ 広報啓発チラシ及びポスターの制作

著名人を起用するなど特殊詐欺等の被害対象者に対して当事者意識を醸成させるインパクトのある内容の広報啓発チラシ及びポスターを制作し、令和8年11月30日（月）までに、委託者から指示した内訳で1

3箇所（県内12警察署及び島根県警察本部）に配送を行う。

広報啓発チラシは、A4版、両面カラー、15,000枚とし、広報啓発ポスターはA2版、片面カラー、2,000枚とする。

エ その他

上記のほか、印刷物、イベント等自社で保有する広告等効果的な啓発が期待できる広報媒体を活用し啓発を行う。

(4) CM、特集番組の放送について

ア 基本的内容

著名人を出演させるなど特殊詐欺等の被害対象者に対して当事者意識を醸成させるインパクトのある内容にしつつ、全ての世代が、特殊詐欺等の被害を阻止するためにはどう行動を起こせばいいのかなど、効果的な対処法について分かりやすい構成及び内容とする。

イ CMの内容

CMは、前記アを加味し以下の内容を取り入れた2種類（15秒・30秒の別は含まない）以上のものとする（実写、アニメーション、CGなど表現方法は問わない。）

(ア) 電話対策

詐欺の犯人は国際電話番号などを悪用して、携帯電話や固定電話に電話を架けていることから、警察庁推奨特殊詐欺対策アプリのインストール促進や固定電話における国際電話番号利用休止申込みの促進を啓発する内容。

(イ) 誰もが被害者となり得るといふ当事者意識の醸成

被害者のほとんどが「自分だけはだまされない」という思い込みをしてだまされており、その自信が被害防止対策を行う必要性を低く見積もっている状況から、当事者意識を醸成する内容。

(ウ) 被害が多く発生している手口に関する啓発

○ ニセ警察詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺が被害件数は全体の約5割、被害金額は約8割を占めている。

○ 具体的な手口

・ ニセ警察詐欺

警察官や検察官を名乗って電話を架け、「貴方に逮捕状がでていいる。」などと話しSNSなどに誘導し、捜査（調査）の名目で金銭等を要求されだまし取られる詐欺

・ SNS型投資・ロマンス詐欺

SNSやマッチングアプリを介して知り合った会ったことのない人から投資などを勧められ、ニセの投資用サイトで利益があが

っているように表示し、相手を信用させ、その後、「投資資金」や「手数料」などの名目でお金を要求され、お金を振り込むと、最終的にお金をだまし取られる詐欺

※ 上記手口は発生状況によって啓発するタイミングが異なる場合があるため、柔軟な放送を要する。

#### ウ 参考

具体的な手口内容やその対策等については、委託者と協議するほか、警察庁、島根県警察が公表する

- 警察庁公式ホームページ（特殊詐欺対策）

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/>

- 島根県警察公式ホームページ（特殊詐欺被害防止）

[https://www.pref.shimane.lg.jp/police/01\\_safety\\_of\\_life/tokusyu\\_sagi\\_higai\\_boushi/](https://www.pref.shimane.lg.jp/police/01_safety_of_life/tokusyu_sagi_higai_boushi/)

など、特殊詐欺関連の統計資料等を参考とすること。

#### (5) 留意事項

ア 放送内容、放送日・回数等は提案内容を基本原則とするが、委託者からの要望があった場合は、可能な範囲で放送日、放送内容等を変更すること。

イ 制作したCM、番組、印刷物、ホームページ等は放送前に委託者へその内容の確認を行うこと（ニュース番組は除外）。

ウ 出演者の許諾等は委託者と協議した上、受託者にて行うこと。

エ 動画等に使用する音楽や画像等の素材については、各種著作権・肖像権処理を実施すること。

オ 制作した動画等（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等を含む）は、島根県警察ホームページ等への掲載、CMによる放送、特殊詐欺被害抑止活動等の各種イベントで活用するほか、下記媒体において無償で二次使用を可能とすること。

(ア) 島根県警察本部若しくは島根県警察本部が指定する者が運営・作成するウェブサイト、紙媒体、SNS及びデジタルサイネージ等

(イ) その他、島根県警察本部が効果的と認める媒体

カ 制作された著作物の著作権、版権、撮影した動画データ等の一切の権利については、島根県警察本部に帰属するものとする。

キ 制作した著作物等について、島根県警察本部が期限を設けず掲載すること等について同意することとし、各種著作権・肖像権処理を実施すること。

#### 5 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整をすること。
  - (2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、受託者に業務の進捗状況について報告を求めることができる。
  - (3) 制作する資料が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
  - (4) 本業務により制作されるコンテンツ（映像、BGMを含む。）の著作権は委託者に帰属することとし、委託者は事前連絡なく加工及び二次利用できる。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できる。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。
  - (5) 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
  - (6) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
  - (7) 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には利用しないこと。
  - (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上定めることができることとする。
- 6 成果物
- (1) 動画等
    - ア CM用動画 2本  
XDCAM各5枚及びYouTubeで再生可能なデータに変換し、DVD-Video（3枚程度）を納入すること。
    - イ ショート動画（30秒～1分以内） 3本  
DVD-Video（15枚）及びプリント（15枚、ケース、ケースラベル、デザイン付円盤）を納入すること。
  - (2) 広報啓発チラシ等
    - ア 広報啓発チラシ A4版、両面カラー、15,000枚
    - イ 広報啓発ポスター A2版、片面カラー、2,000枚
  - (3) 納品書
    - (1)については納品書により島根県警察本部へ通知及び納品すること。
    - (2)については納入期限までに委託者から指示した内訳で13箇所（県内12警察署及び島根県警察本部）に配送を行うこと。
- 7 納入期限

令和8年11月30日（月）

8 納入場所

島根県警察本部

9 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない細部の事項については、島根県警察本部に照会し、その指示に従うものとする。